

岡崎市議会議長 様

支出番号

会派名

公明党

代表者名

畑尻 宣長

下記のとおり、政務活動を実施したので報告します。

政務活動報告書

令和 4年 10月 11日提出

活動年月日	令和 4年 7月 19日 (火) ~ 7月 20日 (水)	
氏名	畑尻宣長 野島さつき 土谷直樹	
用務先 及び 内容	1 7月19日	用務先 岡山県 倉敷市 内容 災害高齢者向け住宅再建支援について
	2 7月20日	用務先 福岡県 福岡市 内容 居住支援関連事業について
	4 月 日	用務先 内容
備考		



政務活動調査報告書

視察日	令和4年7月19日(火)
視察場所	岡山県 倉敷市
視察内容	災害高齢者向け住宅再建支援について
視察者名	畑尻宣長 野島さつき 土谷直樹
市の概要	面積：355.63km ² 人口：479,861人 人口密度：1,349人/km ² 世帯数：216,270世帯 経常収支比率：89.6% 実質公債費比率：3.7%



<概要>

今回視察させて頂いた倉敷市は、平成30年7月に発生した記録的豪雨における浸水被害で住居を失った被災高齢者への住宅再建支援事業の創設、リバースモーゲージ型融資制度を活用した取組みを行ったものです。

<大雨特別警報>

平成30年7月6日から8日にかけて記録的な大雨となり、倉敷市真備地区の高梁川水系及びその支流8か所で堤防が決壊。真備地区の全体の27%にあたる約1,200ヘクタールが3日間にわたり浸水(全壊4,646 半壊846 一部損壊369 床上浸水116)しました。

真備地区浸水状況（空中写真データ）



<仮住まいの提供>

・7月14日には借り上げ型仮設住宅（※1）2,100戸17日より借り上げ型仮設住宅の受付を開始。

・12月には借り上げ型仮設住宅は3,030戸になり、建設型仮設住宅が255戸、被災した家屋を応急的に住めるようにする応急修理が1,024戸となった。当初想定必要戸数の4,000戸を超え、仮住まいへの移行が進みました。

※1・・・民間の賃貸住宅を県が借り上げ仮設住宅とみなして被災者へ提供するもの

<仮住まいから恒久住宅へ>

・9月、恒久住宅への移行支援について検討を進め、

- ①困難とされる高齢者の住宅再建
- ②元の居場に戻り、元のコミュニティへの帰還

これらに答えるため、リバースモーゲージ型の融資による住宅再建の支援について活用を検討。

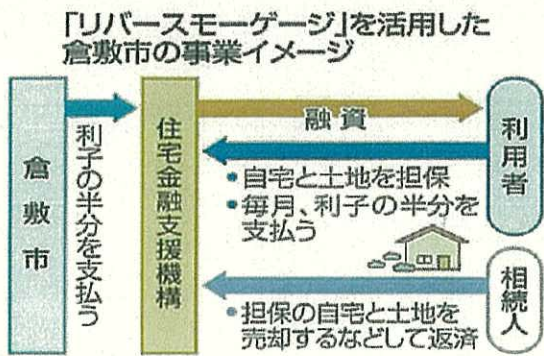
・11月、住宅金融支援機構と、リバースモーゲージ型融資への利子補給による被災者への住宅再建支援案について協議しました。

- ①生涯にわたり支払利子半減の実現。
- ②簡素で明快な制度の創設について。

<制度内容>

・住宅金融支援機構との調整

- ①市から金融機関に対し「本来の利子月額 \times 1/2 \times 利用者の平均余命（月数）」の補助金を一括交付。（追加支給・返納なし）
- ②金融機関は、倉敷市からの補助金を原資として、利用者の負担する金利を生涯にわたって本来金利の1/2に引き下げる。
- ③利用者は毎月利子のみを支払う。支払額は補助金により半分となり、生涯変わらない



- ・倉敷市では「被災高齢者向け住宅再建支援事業」を住宅金融支援機構では「高齢者向け返済特例・倉敷型」を創設。
- ・決定内容を担保するため、要領を作成しルールを定め、お互いに行うべきことを協定により約束。
- ・平成 31 年 3 月 27 日、住宅金融支援機構中国支店長と倉敷市長との間で「被災高齢者の住宅再建の支援に関する協定の締結」が行われ、4 月 1 日より事業がスタート。

<リバースモーゲージ利用者アンケート>

- ・ 申込者の平均年齢は 72 歳、最年長は 86 歳
- ・ 利用者の 72%が高齢夫婦で、高齢単身は 20%
- ・ 84%に子どもがあり、うち「説得して同意させた」は 12%
- ・ 再建理由は「住み慣れた土地に住みたいから」70%
- ・ 利用理由は「資金不足」42%、「制度が合理的」33%
- ・ この制度がなかったら 68%は持家再建を断念
- ・ 被災前は 92%が 2 階建、再建住宅は 74%が平屋建
- ・ 制度の評価はすばらしい 31%よい 59%
- ・ 制度の問題点として手続きが煩雑

住み慣れた土地で戸建てを再建したい。しかし資金が不足している。リバースモーゲージで月々 8,000 円で再建できた。そのためこれはいい制度だと思った。しかし利用するにあたり手続きが面倒だった。

<まとめ>

- ・ 大きな業務が新たに発生・・・どの部署が、誰がするかも重要な問題
- ・ り災証明から・・・発行までの訓練を行う事。役割分担と用意するものが把握できる
- ・ 避難所、仮住まい、恒久的な住まいへ・・・過去の災害対応や記録参照、複数施策を用意
- ・ 簡素、明快な制度・・・(1,000 万 半額 一生涯) → 誰でも伝えられる
- ・ 広く浅くから、深く狭く・・・再建困難な高齢者向け支援、地域コミュニティの衰退を防ぐ点を柱とする

<所 感>・・・畑尻宣長

平成 30 年 7 月に倉敷市真備地区を襲った記録的大雨により、高梁川水系及びその支流 8 カ所で堤防が決壊し、真備地区全体の 27%が 3 日間にわたり浸水するという災害が起きました。被害は、全壊 4,646 戸、半壊 846 戸、一部損壊 369 戸、床上浸水 116 戸と、浸水地域にドローンを飛ばし、地図上と照らし合わせて個数を割り出されています。状況をいち早

く掴むことにより、早く手が打てると感じました。こういった連携が出来るようにあらかじめ想定しておくことも必要だと感じました。

また、報道でよく耳にしたバックウォーターについても詳しくお聞きしました。高梁川から小田川へ流れ込んだことにより、さらに被害が拡大しました。さらに、ハザードマップと浸水地域との合致についても報道で知るところでしたが、その正確性は、今の私たちに置き換えて考えるべきことであるとも強く実感しました。

早く現状を知ることにより、素早く被害家屋を約4,600戸の浸水したものと推測し、それまで発行された罹災証明の約9割が全壊と判明していたことより、仮設住宅の必要戸数を4,000戸と判断されました。ここまでを災害発生後2日間で行いました。それから1週間後から借り上げ型仮設住宅の受付が開始されます。その後、12月には、借り上げ型3,030戸、建設型255戸、被災した家屋を応急修理が1,024戸となり、当初想定必要戸数の4,000戸を超えて仮住まいへの移行が進みました。その結果、最大72箇所5,500人以上が避難していた避難所もすべて閉鎖となりました。いざという時に、素早く対応が取れることが、行政として求められることだと思いますが、果たして本市は、出来るのだろうか、平成20年8月末豪雨から、様々学んだことが、その後の政策に活かされていると思うが、あれから14年が経過し、河川改修を始めハード整備は進められています。今一度、ソフト対策の再確認をしていきたいと思います。

今回、倉敷市で被災した住宅再建として、リバースモーゲージ型融資制度を活用した被災高齢者向け住宅再建支援事業が行われました。これは、高齢者の住宅再建が困難とされる中で、元の居所に戻り、元のコミュニティへの帰還を果たせます。先進事例として熊本地震の被災者が金融機関から融資を受けて、自宅再建した場合の利子助成制度の内容を聴き取り参考にしました。倉敷市は、生涯に渡り支払利子半減を実現し、簡素で明快な制度の創設をしました。それまでには、しっかり対象者にアンケート調査を行い、ニーズを的確に把握し進められたことは、事業が進んだ結果となって表れていると思いました。結果からわかることは、住みに慣れた元の土地に戸建てを再建したいが、資金が不足している。しかし、リバースモーゲージで月々8,000円で再建が出来る。制度を利用したい。しかし手続きが面倒だ。ということでした。そこで、本人や相続人を呼ぶなどして、丁寧に進められていきました。対象は高齢者だけに、丁寧さ、手続きの簡素化、わかりやすさは重要であると思います。そのあたりを理解して進めてきたことが、担当者からの話で良く伝わってきました。

これから、本市においても、いざという時に行政がどこまで準備していることが出来るのか、しっかり再確認し、これから起こりうるであろう災害に対して、市民の皆さんのストレスが少しでも軽減出来るよう提案していきたいと考えています。

<所感>・・・野島さつき

平成30年7月6日からの豪雨により倉敷市を流れる小田川及びその支流8か所で堤防が決壊し、真備町において1/3にあたる1,200haが水没し、5,700世帯が被災されました。翌7日、避難所へ約5,500人が避難しており、浸水により住まいを失った被災者への仮住まいの確保が急務となりました。罹災証明書の発行と併せて、プレハブ、木造、トレーラーハ

ウス等建設型仮設住宅の準備、一般賃貸住宅の借上型仮設の手配、被災した家屋を応急的に住めるようにする応急修理など仮住まいへの移行を進めるなど、12月13日に避難所が閉鎖されるまで支援は続きました。

被災者にとって重要な課題は住まいの再建です。被災時の自宅は持ち家が90.7%、被災時の世帯主の年齢は64.3%が60代以上。融資を受けることの難しさに加え、退職後の年金収入のみで住宅の取得は困難を極めます。そこで、熊本市の事例を参考に、住宅金融支援機構と連携し、リバースモーゲージを利用した「倉敷市被災高齢者向け住宅再建支援事業」が創設されました。

市の補助としては、初年度にすべての利息の半分を金融機関に対し補助金として交付します。額は利息月額 \times 1/2 \times 利用者の平均余命月数。利用者の実際の存命期間は考慮せず事後清算も行わないこととしました。高齢者は、再建する土地と家を担保に融資を受け、月々の返済は、1,000万円借り入れた場合8,000円程度となり、年金でも支払いが可能となります。住み慣れた地域での再建を希望するものの資金繰りに困っていた高齢者のニーズに応えるものとなりました。1年に120回の相談会を行い、息子等家族にも一緒に相談会に来てもらい、事業内容を理解してもらえよう丁寧に取り組みられました。令和4年7月時点で142件の利用申込があり、利用者の68%は、この制度がなかったら持ち家を断念していたと答えています。

元の土地に再建することでコミュニティの維持が図られ、空き家対策にもつながりました。建設には地元で工務店を利用することで、経済の活性化にもつながります。また、災害公営住宅の建設を抑えることもできました。

復興の過程において大切なことは、被災者一人ひとりが継続して暮らして行ける生活を取り戻すことにあります。生活再建において重要な課題は失った住まいの再建であり、再建支援にあたっては、自力で再建が困難な高齢者への対応と元の地域に戻りたいとの声に応えることだと言われました。

本市は、幸いにもこれまで町内一帯が水没するほどの災害にはあっておりませんが、近年の異常気象下においては、いつ起きても不思議ではありません。今回の視察を参考に、いざという時にしっかり備えられる体制づくりを提案していきたいと思えます。

<所感>・・・土谷直樹

今回視察させて頂いた倉敷市は、瀬戸内海に面する人口約48万人の都市です。江戸時代には商人の街、明治時代には繊維産業の町、近年は工業都市、そして文化観光都市として発展してきました。

平成30年7月5日に「気象庁において異例の臨時記者会見が行われ「記録的な大雨となる恐れがある」との厳重な警戒が呼び掛けられました。翌6日夜に大雨特別警報が発令。8日までに倉敷市真備地区の高梁川系小田川及びその支流8か所が決壊。真備地区全体の27%が3日間にわたり浸水しました。仮住まいの提供に向け、既存の民間住宅を活用し迅速に提供できる借り上げ型仮設住宅の受付を開始。建設型仮設住宅の整備をし、仮住まいの移行が進み、その後の仮設住宅から恒久住宅への移行支援施策について取り組まれました。課題と

して、高齢者の住宅再建と元の居場に戻り元のコミュニティーへの帰還があり、リバースモーゲージ型の融資による住宅再建の支援を検討。住宅金融支援機構と調整し、市が金融機関に利子の半分を支払い、金融機関は市からの補助金を原資として利用者の負担する金利を生涯にわたって本来金利の1/2に引き下げ、利用者は毎月利子のみを支払う。利用された方からは「年金しか収入が無くても十分に生活していける。」「リバースモーゲージがなければ家を建て直せなかった。」「住み慣れた場所に戻れてうれしい。」と好評でありました。再建した自宅と土地を担保にしているため亡くなった後は売却返済となりますが、元金を別な方法で返済できれば売却しなくてもいい仕組みです。

本市においても過去の豪雨により川が決壊し浸水被害が発生しています。今後過去に例を見ない豪雨により地域全体が浸水全壊する被害も想定されます。倉敷市のリバースモーゲージ型支援制度、また、災害時の対応についてももしっかり取り組んでいく必要があると提案してまいります。

以 上

政務活動調査報告書

調査日	令和4年 7月20日(水)
視察場所	福岡県 福岡市
調査項目	居住支援関連事業について
視察者名	畑尻宣長・野島さつき・土谷直樹
市の概要	面積：343.46 km ² 人口：1,612,392人 人口密度：4,695人/km ² 世帯：831,124世帯 経常収支比率：93.8% 実質公債費比率：9.7%

高齢単身世帯や高齢者のみの世帯について、大家が入居制限をする理由として、孤独死などの不安等によるところが多く、これらに対応するため、社会福祉法人が不動産関連団体と連携し、高齢者の入居支援と、入居後の見守りサービスを提供する事例等があります。さらに死後事務事業等、終活に関する相談などにも先進的な取組を行っている福岡市を視察してまいりました。

<福岡市居住支援協議会>

福岡市では、住宅困窮者の状況及び民間賃貸住宅市場の動向に関する情報等を共有するとともに、民間賃貸住宅を活用した住宅困窮者の円滑入居支援策の効果的な推進を図ることを目的に、平成21年3月、福岡市居住支援協議会を設置しました。

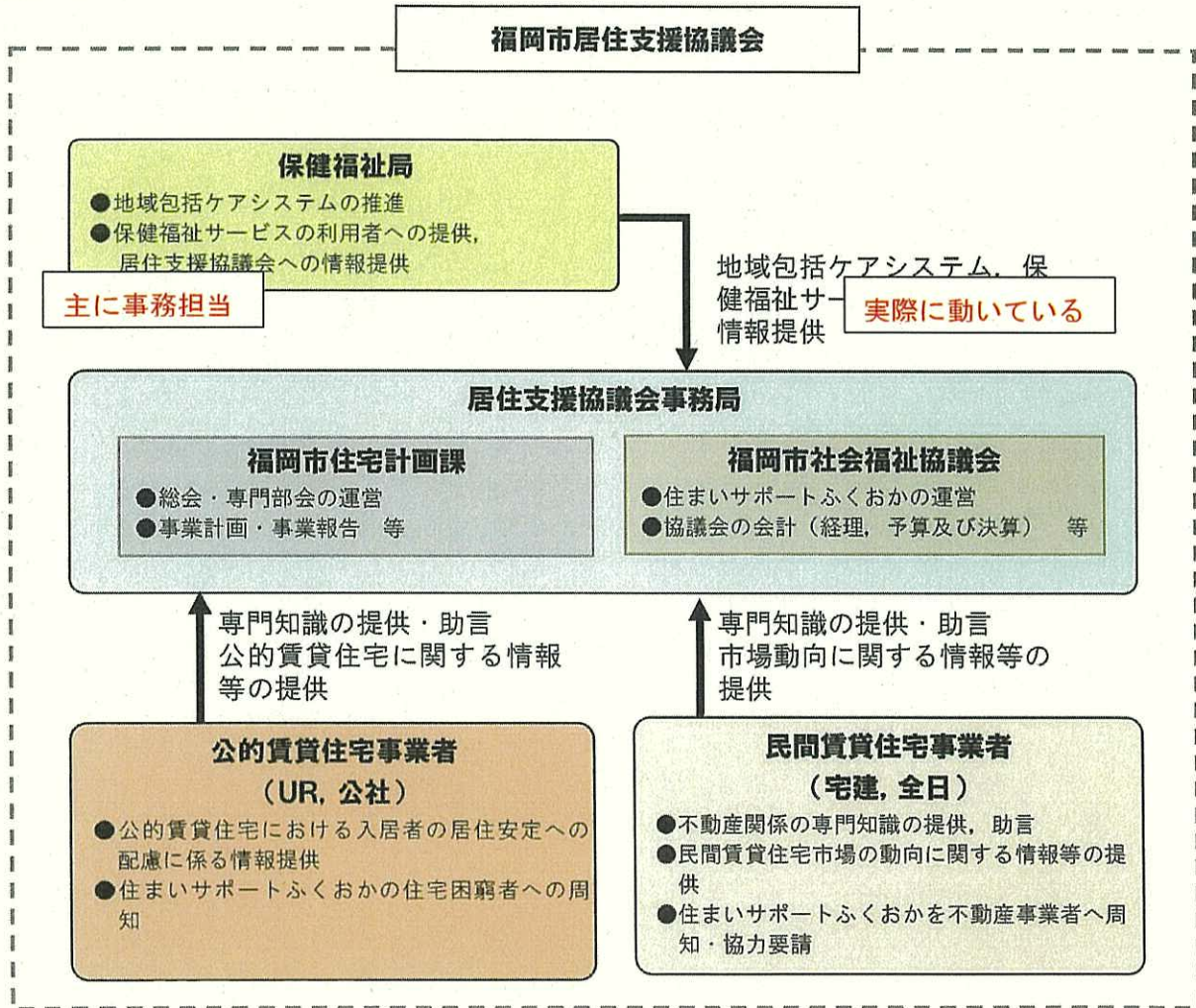
居住支援協議会＝住宅セーフネット法に基づき、地方公共団体や関係業者、居住支援団体等が連携し、住宅困窮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施する組織

構成委員

民間賃貸住宅事業者 公益社団法人 福岡県宅地建物取引業協会
公益社団法人 全日本不動産協会福岡県本部



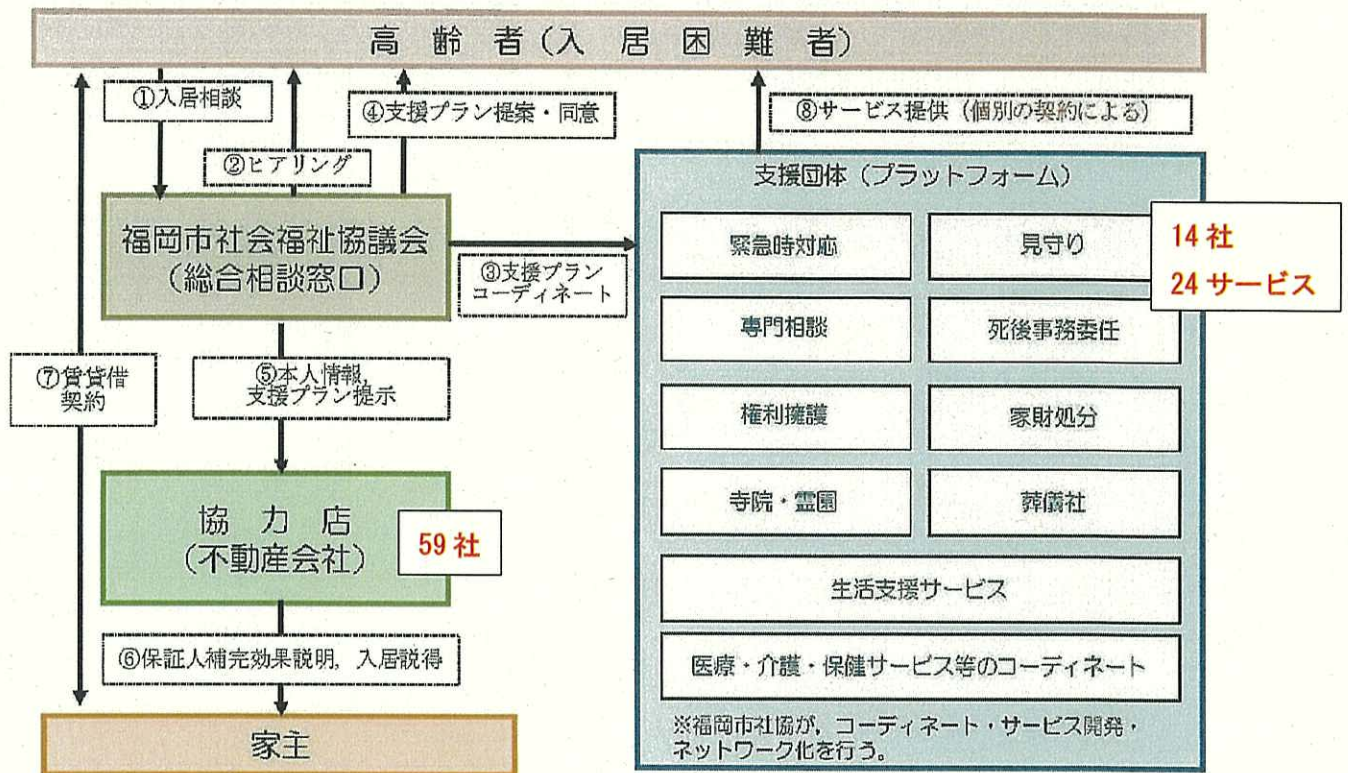
公的賃貸住宅事業者	独立行政法人 都市再生機構 九州支社 福岡市住宅供給公社
居住支援団体	居住支援法人連絡協議会 社会福祉法人 福岡市社会福祉協議会
福岡市	住宅都市局 保健福祉局



<高齢者の民間賃貸住宅への入居支援>

住まいサポートふくおか＝「緊急連絡先」や「保証人」を確保できない高齢者等を支援するため、福岡市社会福祉協議会にコーディネーターを配置し、高齢者の入居に協力する「協力店」及び「支援団体」の登録を行うとともに、「支援団体」などで構成される「プラットフォーム」を構築し、高齢者の民間賃貸住宅への円滑入居及び入居後の生活支援を行う事業

令和3年4月からは、障がい者も対応



- 相談支援件数：1,373件 成約件数：290件 (H26年10月～累計)
- 住宅の老朽化などによる立ち退きを理由とした相談や家賃(低賃な住宅への住み替え)、同居トラブルを理由とした相談が多い。
- 住み替え理由としては、「家賃が高い」「日照・騒音問題」「老朽化」が多く、住み替え先を探す際は「家賃」を重視している世帯が多い。退職や配偶者との死別等により収入が減少した後、家賃が安く環境のよい住宅に住み替えている。
- 住み替えの際に困ったこととして、「高齢であることを理由に断られた」といった声がある。

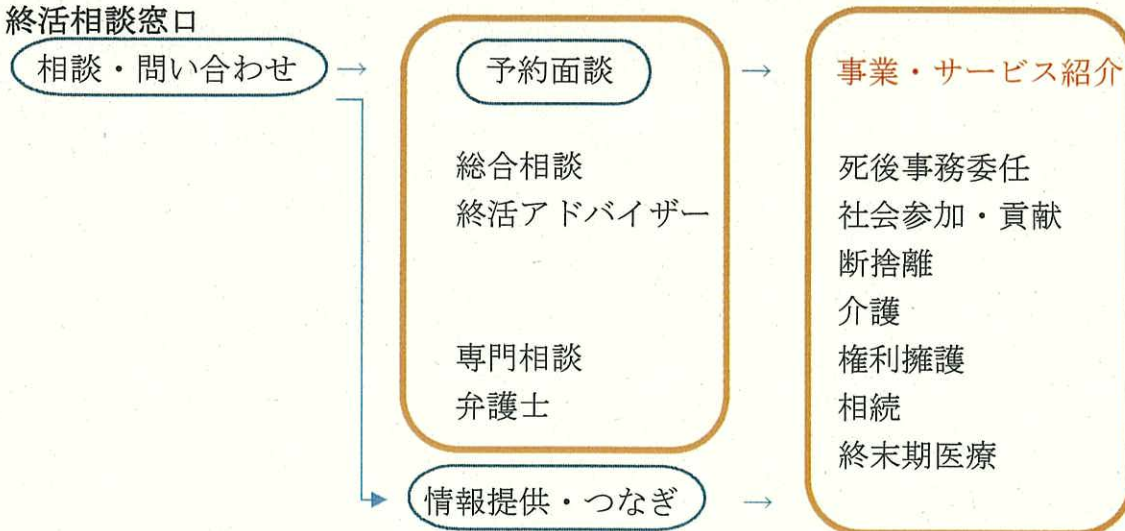
<終活サポート>

社会福祉協議会に終活サポートセンターを立ち上げる

- ◆ 死後事務委任事業だけでなく、介護サービス、認知症の不安、生きがづくり、保証人、相続、マネープラン・・・
終活にまつわることは、多岐にわたる
- ◆ 単身世帯が増え、これまで以上に家族に頼ったあり方を変えていく必要がある
- ◆ 早い段階から自身の将来について考え、生き方や逝き方を決める準備のお手伝い



終活相談窓口



出張相談窓口

市内のふれあいサロンや地域カフェなどのスペース内に相談コーナー

費用：無料

終活出前講座

終活に関するセミナーの実施

所要時間：1 時間程度

費用：無料

サポート事業

「ず〜っとあんしん安らか事業」

本人の希望に沿った葬儀・納骨等を行うため、事前にまとまった額の預託金を社協に預ける

「やすらかパック事業」

少額短期保険を利用し、月額利用料の支払いで死後事務を実施（葬儀は直葬）

	やすらかパック事業	ずーつとあんしん安らか事業
実施主体	委託業者（NPO法人）	福岡市社会福祉協議会
対象年齢	契約時40歳以上90歳未満	契約時70歳以上
子どもの有無	相談に応じる	無し
入会金	無し	15,000円
利用料	月3,000～7,500円	年会費 10,000円
預託金	不要	葬儀等 500,000円～ 家財処分 業者見積による
葬儀内容	直葬のみ、業者指定不可	本人の希望
納骨	原則指定不可 (県内のみ指定可)	本人の希望
定期連絡	無し（※声の訪問等の利用必須）	有り
定期訪問	有り	有り
入退院支援サービス	無し	オプション（※別途料金）
書類預かりサービス	無し	オプション（※別途料金）
引渡人指定	必要※自筆証書遺言で代替可能	必要※公正証書遺言で代替可能

<所 感>・・・畑尻宣長

福岡市では、平成21年より、住宅確保要配慮者の状況及び民間賃貸住宅市場の動向に関する情報を共有しながら、民間賃貸住宅を活用した住宅確保要配慮者の円滑入居の支援策を効果的に推進するために、居住支援協議会を立ち上げられました。その後、「住まいサポートふくおか」として、住まいの支援から、その他の課題解決へと生活支援のサポートを行う体制を構築されています。当初、事務局としては、住宅計画課、社会福祉協議会として発足しますが、そこに公的賃貸住宅事業者のみならず、民間賃貸事業者の協力を得られているところが特質すべき点だと感じました。本市でも賃貸住宅業者の協力は得られているものの限定的であると感じています。福岡市は、宅地建物取引業協会、全日本不動産協会の協力を頂いています。また、総合相談窓口として社会福祉協議会が相談者からの窓口となっていることより、住まいの相談から、高齢者の見守りや、令和3年からは障がい者への生活支援サービスにも対応出来るようになってきました。この支援団体（プラットフォーム）が、入居後の生活を支える支援に繋がっています。

支援団体（プラットフォーム）は、14団体あります。それは、緊急時対応、見守り、専門相談、死後事務委任、権利擁護、家財処分、寺院・霊園、葬儀社、生活支援サービス、医療・介護・保険サービス等のコーディネートと手厚く、きめ細かく支援ができる体制がとられていると感じました。相談者としては、安心してなんでも相談が出来るのではないかと思います。一番重要だと感じるのは、相談者にとって、住まいの相談はこの部署、生

活に関わることは、違うところで相談、といった別々で相談するのではなく、相談の入口は住まいからですが、その他の諸々の生活関連もそこで、解決に向かっていくことが、相談者にとって利便性と安心感に繋がっているものと思います。それが、高齢者のみならず、障がい者も対応が始まっていますので、さらに誰でもなんでも相談できる安心感が市民に供給できていると思いました。

結果、相談件数、締結件数ともに年々伸びています。アンケート調査を行ったり、住まいに関するセミナーや出前講座を行うなど、「住まいサポートふくおか」を紹介し広げています。住まいを供給する方も、高齢者であることを理由に断らない民間賃貸物件の情報提供も民間賃貸住宅事業者の協力でかなりの物件が確保されているようです。これも住まいで困っている相談を受けることが多くなっている状況を見ても頼もしい限りです。是非、本市でも積極的にサポートできる支援体制の構築が望まれます。やはり要は社会福祉協議会の充実であると感じました。

また、福岡市社会福祉協議会では、「就活サポートセンター」が平成23年から立ち上げられ、死後事務委任に特化した「ずーっとあんしん安らか事業」を展開しています。こちらは、預託金によるサービスを行っており、明確な契約能力があり、子供がいない方、また生活保護を受けていない方となっています。民間事業者を圧迫しないような条件となっています。身寄りがいないことの不安を解決することを、公的機関で行えることが安心感に繋がっていると感じました。また、人生の終わりを自分の意思で決めたいという方にも、とても良い事業であると感じました。この事業は、それだけでなく、契約者同士を繋げる、交流会を開催して、孤立・孤独を少しでも解消しようとしています。同じような境遇ということもあり、とても良い取り組みだと思えます。その後、平成29年から「やすらかパック事業」が始まります。こちらは、預託金のようにまとまったお金がないが、少額短期保険を利用して月額利用料の支払いで死後事務を実施するものです。最低限のことをパックにしたものになります。これにより、そんなに貯金はないが、月々の支払なら出来るという人にピッタリの事業です。

福岡市社会福祉協議会は、終活に対して、早い段階から自身の将来について考え、生き方、逝き方を決める準備のお手伝いをするという考えのもと、重層的に進められています。本市においても、総合相談窓口が立ち上がり、様々な複合課題解決に向けて取り組んでいるところです。しかし、市で出来ることには限界があります。今後は、社会福祉協議会の充実が高齢者や、障がい者にとっての生きやすい社会となるための手助けが出来ると考えます。どうしたら、進むのか、これからも行政としてのバックアップ体制の在り方を考えていくべきだと感じました。

<所感>・・・野島さつき

福岡市の「住まいサポートふくおか」は、平成26年厚生労働省の「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」に採択されたことで、福岡市及び社会福祉協議会とで事業内容について協議を重ね、10月に事業が開始されました。平成28年度までモデル事業として実

施し、29年度から「福岡市居住支援協議会」の事業と位置づけ実施されています。支援団体が提供する入居支援サービスは、「緊急連絡先」や「保証人」とどまらず、見守り、緊急時対応、死後事務委任、家財処分、火葬・埋葬、買い物や外出支援等多岐にわたっています。もともと生活支援サービスを行っているNPO法人も多いこともあって、協力体制が確立されており、支援の幅も広がっているようです。

本市にも令和3年10月に「住まいサポートおかざき」が設立されました。今は入居に際しての身元保証人や緊急連絡先の相談がほとんどのようですが、今後、身寄りのない高齢者が増える中で、入居後の見守り・安否確認、生活援助、さらには死後事務委託の支援等が求められるようになってくることが考えられます。参考にしたいと思います。

福岡市社会福祉協議会が行っている終活サポートセンターでは、終活に関する様々な相談をすることができ、弁護士による専門相談をうけることもできます。身寄りのない高齢者が心配している死後事務事業については、「預託金型」と「月払い型」とが用意されており、経済状況に合わせ選択できるようになっています。

1人暮らしの高齢者の増加に伴い、入院時の身元保証や死後の事務手続きなどを代行する「高齢者サポートサービス」事業者が拡大しています。その一方で、サービスを巡り不要なサービスが含まれていたり、高額な料金を請求されたりするトラブルも増加しています。また、契約をしていることを親族や周囲の人が知らず、トラブルになるケースもあるようです。人生の最期まで自分らしく暮らしていくために何をしたらいいのか、一緒に考えてくれる場所があると安心できます。

平均寿命が男女ともに80歳を超え、「人生100年時代」という言葉が聞かれるようになった今、老後の過ごし方への関心が更に高まっています。「終活」とは、「人生のエンディングについて考えて準備を整えること」と言われています。かつて日本では、死について考えることが「縁起が悪い」とタブー視される傾向にありました。しかし最近では、「これまでの人生を見つめ直し、これからの人生をより充実したものにするための活動」として前向きにとらえる方も増えてきています。人生の最期まで自分らしく安心して生きていくためにも、福祉と行政と民間との連携で「終活」をサポートする体制づくりについて、今後提案してまいりたいと思います。

<所 感>・・・土谷直樹

今回視察させて頂いた福岡市は、県庁、新幹線博多駅、福岡空港、博多港などがあり、日本列島の西エリア・九州の北部に位置し、地理的、歴史的背景から「アジアの玄関口」として位置づけられています。

福岡市で行っている居住支援関連事業「住まいサポートふくおか」は、高齢者及び障がい者世帯の民間賃貸住宅への入居に協力する不動産会社を「協力店」として登録するとともに、入居支援・生活支援を行う「支援団体」による「プラットフォーム」を構築し、福岡市社会福祉協議会が民間賃貸住宅へのスムーズな入居と、入居後の生活支援体制のコーディネートを行うものです。提供サービス数は24サービス（見守り、緊急時対応、委任契

約による死後事務、家財処分など) になり、福岡市が連携し、住み替えで困っている 65 歳以上の方や障がいのある方に対する民間賃貸住宅の入居支援や、入居後の生活支援などをサポートする事業です。

本市においても同様の事業を行う場合、協力してくれる民間事業所を増やし、市と民間事業所、社会福祉協議会が連携していくことが大事であると考えます。福岡市の事例を参考にして取り組んでいく必要があると提案してまいります。

以 上